

# 居宅介護支援サービス 重要事項説明書

この居宅介護支援サービス重要事項説明書は、社会福祉法人優希会が開設する社会福祉法人優希会居宅介護支援センターみらい（以下、「本事業所」とします）が、お客様に居宅介護支援サービス（以下、本サービス）とします）を提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、社会福祉法人優希会及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

## 第1条(本サービスの目的)

本事業所は、要介護状態にあるお客様の依頼により、お客様の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整及びその他の便宜を図ることを目的として、本サービスを提供します。

## 第2条(本サービスの基本方針)

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき本サービスを運営するものとします。

- (1) 要介護状態にあるお客様が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。
- (4) 市区町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとします。
- (5) 従業者の教育研修を重視します。
- (6) 正当な理由なく本サービスの提供を拒まないものとします。

### 第3条(本サービスの実施に関する具体的方針)

本事業所は、次に掲げる具体的方針に基づき、本サービスを実施するものとします。

- (1) 本事業所は、要介護状態にあるお客様が指定居宅サービス等を適切に利用することができるようお客様の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等を行います。また、お客様が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設との連絡調整、紹介等を行います。
- (2) 居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、お客様は本事業所に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること及び当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができるものとします。
- (3) 本サービス利用中に、お客様が病院または診療所に入院する必要がある場合においては、お客様自身で担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えていただく必要があります。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、その利用の妥当性を検討したうえで、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出るものとします。
- (5) 介護支援専門員は、お客様が医療サービスの利用を希望される場合その他必要な場合において主治医等の意見を求めるものとします。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付いたします。
- (6) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からお客様に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、お客様の服薬状況、口腔機能その他のお客様の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、お客様の同意を得て主治医等に提供するものとします。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について、検証をしたうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載します。
- (9) 介護支援専門員は、要介護認定を受けているお客様が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該お客様にかかわる必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- (10) 本事業所は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮します。

- (11) 本事業所は、地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議からお客様に関する資料または情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力いたします。

#### 第4条(法人概要)

- (1) 法人名称 : 社会福祉法人優希会  
(2) 法人所在地 : 青森県上北郡東北町大字大浦字舘野2番地1  
(3) 電話番号 : 0176-56-3535  
(4) 代表者氏名 : 米倉 俊男  
(5) 設立 : 平成15年3月28日  
(6) 実施事業 : 保育事業・介護事業

#### 第5条(本サービスを提供する事業所)

- 1 提供できる居宅サービスの種類と地域は次のとおりです。

事業所名	居宅介護支援センターみらい
所在地	青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢44番179
電話番号等	TEL 0176-56-3722 FAX 0176-56-3715
指定事業所番号	0272501735
通常の事業の実施地域	東北町

- 2 本事業所の従業者体制は次の通りです。 ( 年 月 日現在)

職名	常勤	非常勤	合計	資格等	兼務の有無
管理者	1名	名	1名	介護支援専門員(経過措置)	有
介護支援専門員	1名	名	1名	介護支援専門員	有
事務職員	名	1名	1名	なし	有

- 3 サービス提供時間帯は次のとおりです。

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前7時50分～午後4時50分
休業日	土曜日、日曜日、12月31日～1月3日

※休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

4 前項の各従業員の職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、本事業所の介護支援専門員その他の従業員に厚生労働省令に定められた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、市区町村が条例で定める基準(以下、「基準等」とします)を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- (2) 介護支援専門員は、お客様からの相談を受け、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス計画を作成すると共に円滑なサービスの利用に資するよう、市区町村、指定居宅サービス事業者、医療機関及び介護保険施設等との密接な連携を図ります。
- (3) 事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

#### 第6条(サービス内容及び実施手順)

本事業所は介護保険法で定める本サービスを実施します。本サービスの申込みからサービス提供までの流れは次のとおりです。なお、各サービスの内容やその実施方法等の詳細につきましては、従業員(第8条参照)までお気軽におたずねください。

##### (1) 被保険者証の確認

お客様から本サービスの提供を求められた場合は、お客様の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効間を確認します。

##### (2) 重要事項説明書による説明・同意

本サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書(本書類)を交付して説明を行い、本サービスの提供の開始について、同意をいただきます。

##### (3) 契約の締結

重要事項説明書の同意後、契約書の締結を行います。

##### (4) 課題分析の実施

お客様の居宅を訪問し、お客様及びそのご家族に面接して、課題の把握及び分析(アセスメント)を行います。

##### (5) 居宅サービス計画原案の作成

前項のアセスメントの結果に基づき、居宅サービス計画原案を作成します。

(6) サービス担当者会議等による専門意見の聴取

お客様及びそのご家族の参加を基本とし、サービス担当者会議の開催により、お客様の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、前項の居宅サービス計画原案の内容について、担当者から意見を求めます。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることとします。なお、サービス担当者会議の開催場所は、お客様の居宅または本事業所内の相談室等とします。

(7) 居宅サービス計画の説明・同意・交付

居宅サービス計画の内容についてお客様またはそのご家族等に対して説明し、文書によりお客様の同意を得ます。また、当該居宅サービス計画をお客様及び担当者に交付します。

(8) 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

担当者に居宅サービス計画を交付した際は、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとします。

(9) 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。モニタリングにあたっては、お客様及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、お客様の居宅を訪問し、お客様に面接し、モニタリングの結果を記録します。

(10) 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取、お客様が要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることとします。

(11) 居宅サービス計画の変更

居宅サービス計画を変更する場合は、上記(4)から(8)に規定する一連の業務を行います。

ただし、お客様の希望による軽微な変更を行う場合を除きます。

## 第7条(本サービスの実施に関する留意事項)

1. 本事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明の点がございましたら直ちに本事業所までご連絡ください。
  - (1) お客様の預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
  - (2) お客様の預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
  - (3) 銀行等での出入金、振込み等の代行はできません。
  - (4) 従業者個人によるお客様との金銭の貸し借りについては、一切行いません。
2. 従業者個人の住所、電話番号はお知らせできませんので、ご了承ください。
3. 本条第1項及び第2項に反して行われた行為により生じた損害については、本事業所では責任を負いかねます。
4. 居宅においてペットを飼われている場合は、トラブル回避のため、訪問前にペット(犬、猫、鳥等)を柵に入れる、別室に移すなど、配慮をお願い致します。なお、ペットにより本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合には、第15条に基づき、お客様またはそのご家族等の介護者は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。
5. 第3条第3号に規定のとおり、本サービス利用中に、お客様が病院または診療所に入院する必要がある場合においては、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該入院先に伝えていただく必要があるため、担当介護支援専門員の連絡先等について、介護保険被保険者証や健康保険証、お薬手帳等と合わせて保管をお願い致します。

## 第8条(従業者)

1. 従業者とは、お客様に本サービスを提供する本事業所の職員であり、介護支援専門員(ケアマネジャー)が該当します。
2. お客様の担当になる介護支援専門員(担当の変更を含みます)の決定は、本事業所が行い、お客様が介護支援専門員を指名することはできません。本事業所の都合により担当の介護支援専門員を変更する場合は、お客様やそのご家族等に対し事前にご連絡をすると共に、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
3. お客様が、担当の介護支援専門員の変更を希望する場合には、その変更希望理由(業務上不適当と判断される事由)を明らかにして、事業所の管理者まで申し出てください。

※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。

4. 本事業所は、お客様からの変更希望による変更も含め、介護支援専門員の変更により、お客様及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
5. 本事業所は、基準等に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して本サービスを提供します。

## 第9条(利用料金)

1. 本サービスの基本料金は次のとおりです(非課税となります)。なお、要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

※ 料金表については、「居宅介護支援サービスコード表」参照

- (1) 別紙の金額は、本サービスの基本となる報酬単価です。

### 1. 取扱い件数

指定居宅介護支援事業者におけるお客様の数に当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援にかかわるお客様の数に2分の1を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(常勤換算方法で算定した員数をいう)で除して得た数をいいます。

### 2. 居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費(Ⅰ)については

I i、I iiまたはI iiiのお客様ごとの割り当てにあたっては、1件目から44件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、45にその数を乗じた数から1を減じた件数まで)については居宅介護支援費I iを算定し、45件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、45にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費I iiまたはI iiiを算定します。

居宅介護支援費(Ⅱ)については

一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定します。

なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分についてはII iiを、60件以上の部分についてはII iiiを算定します。

- (2) 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき上記の料金をいただき、本事業所から「居宅介護支援提供証明書」を発行します。この「居宅介護支援提供証明書」

を後日お住まいの市区町村窓口に提出いただきますと、全額払い戻しを受けられます。

2. 本サービスにおける加算及びその該当条件は次のとおりです。

※ 別紙参照

<加算の算定要件>

- (1) 初回加算については、次に掲げるいずれかに該当している場合に、加算します。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には加算しません。
  - ① 新規に居宅サービス計画を作成するお客様に対し居宅介護支援を行った場合
  - ② 要介護状態区分が2区分以上変更となったお客様に対し居宅介護支援を行った場合
  - ③ 要支援者が要介護認定を受けた際に居宅介護支援を行った場合
- (2) 特定事業所加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。
- (3) 入院時情報連携加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、当該基準に定める区分に従い1月に1回を限度として加算します。
- (4) 退院・退所加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、当該基準に掲げる区分に従い、入院または入所期間中につき1回を限度として加算します。ただし、初回加算を算定する場合は、退院・退所加算は算定しません。
- (5) 通院時情報連携加算については、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合につき利用者1人につき、1月に1回の算定を限度として加算します。
- (6) 緊急時等居宅カンファレンス加算については、病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共にお客様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該居宅サービス等の利用調整を行った場合に、1月に2回を限度として加算します。
- (7) ターミナルケアマネジメント加算については、在宅でお亡くなりになったお客様(末期の悪性腫瘍の場合に限る)に対して、本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、お客様の亡くなった日及びお亡くなりになる前14日以内に2日以上、お客様またはご家族の同意を得て、お客様の居宅を訪問し、お客様の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算されます。(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅外でお亡くなりになった場合も含む)

- (8) 特別地域居宅介護支援加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (9) 中山間地域等における小規模事業所加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定めるに所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、本サービスを提供した場合に加算します。
- (10) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算については、本事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に居住しているお客様に対して、通常の事業の実施地域を越えて本サービスを提供した場合に加算します。

3. 本サービスにおける減算及びその該当条件は次のとおりです。(非課税となります)

(1) 運営基準減算

本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として基本料金の50%に相当する単位を基本料金から減算します。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には料金はいただきません。上記の厚生労働大臣が定める基準の内容は、以下のとおりです。

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号(これらの規定を同第16号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合していないこと。

(2) 特定事業所集中減算

本事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき 2000 円を基本料金から減算します。

※他、詳細については別紙参照。

## 第 10 条(秘密保持及び個人情報の保護)

1. 本事業所及びその従業者は、業務上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 本事業所及びその従業者は、必要な範囲においてお客様及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、お客様及びそのご家族等の個人情報の取扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
4. 前記に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

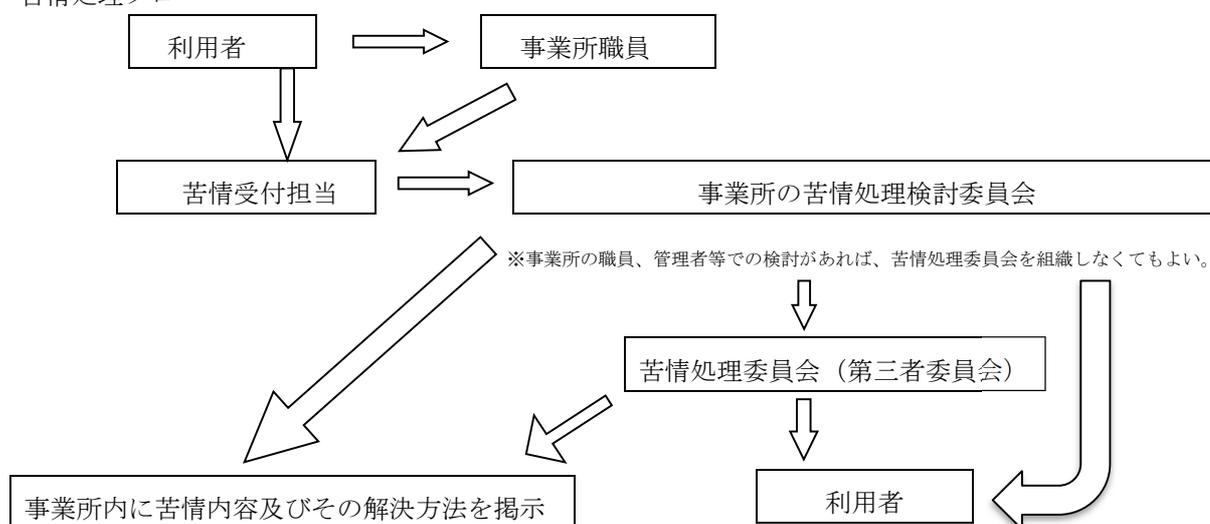
## 第 11 条(サービス相談窓口、苦情受付窓口、及び対応の手順)

1. 本事業所のお客様相談・苦情窓口は次の通りです。

電話番号	0176-56-3722
受付時間	午前 7 時 50 分～午後 4 時 50 分
受付日	年中（土曜日、日曜日、12/31～1/3 を除く）
苦情受付担当者	梅津 将夫
事業所内苦情解決責任者	梅津 将夫
苦情解決責任者	米倉 俊男

(1) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

相談・苦情窓口等	電話番号
ア 東北町役場 高齢介護課	0176-56-2439
イ 六戸町役場 福祉課	0176-55-4597
ウ 三沢市役所 介護福祉課	0176-51-8773
エ 十和田市役所 高齢介護課	0176-23-5111
オ 七戸町役場 介護高齢課	0176-68-3500
カ おいらせ町役場 介護福祉課	0178-56-4705
キ 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)	017-723-1336
ク 青森県運営適正化委員会	017-731-3039

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービス、及び自らが居宅サービス計画に位置つけた居宅サービスにかかわる苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 苦情の受付
- (2) 苦情内容の確認
- (3) 苦情解決責任者等への報告
- (4) お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明
- (5) 苦情の解決に向けた対応の実施
- (6) 再発防止、及び改善の実施
- (7) お客様への苦情解決結果の説明
- (8) 苦情解決責任者等への最終報告

#### **第 12 条(事故発生時の連絡先、及び対応の手順)**

1. 本サービス提供中に事故が発生した場合には、あらかじめ確認させていただきご家族の連絡先へ連絡します。お客様及びそのご家族よりご連絡をいただく場合は、第 5 条第 1 項に記載されている本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。

2. 本事業所はお客様に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容及び結果については、本事業所が記録します。

- (1) お客様の安全の確保
- (2) 事故発生状況・内容の確認
- (3) サービス事業所の責任者等への報告
- (4) ご家族等・市区町村への連絡
- (5) 事故の解決に向けた対応の実施
- (6) 事故発生原因の解明、及び再発防止への措置
- (7) お客様への、事故解決経過・結果の説明
- (8) サービス事業所の責任者、市区町村等への最終報告

3. 本サービスの提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、第 15 条に基づいた対応を実施します。

### 第13条(損害賠償)

1. 本事業所は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
3. 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価(購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額)をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
4. 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
5. お客様またはそのご家族等の介護者は、お客様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

### 第14条(給付費の改定)

厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)に準拠するものとします。

### 第15条(虐待の防止に関する措置)

本事業所は、お客様の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

以上

社会福祉法人優希会は、重要事項説明書に基づいて、文書の交付に加え口頭により、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、社会福祉法人優希会、お客様(またはその代理人)は、署名捺印の上、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業所

所在地 青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢 44 番 179

名称 社会福祉法人優希会

居宅介護支援センターみらい

説明者氏名 梅津将夫 印

私は、重要事項説明書に基づいて、文書の交付に加え口頭により、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。その説明により、居宅サービス計画に位置づける指定居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能であること、及びその他の重要事項について理解し、その内容について同意のうえ、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

Ⅱ 居宅介護支援サービスコード  
居宅介護支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成	算定			
種類	項目						単位数	単位				
43	2111	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ	イ 居宅介護支援費 (一) 居宅介護支援費 (イ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満である場合又は45件以上の場において、45件未満の部分について算定。	要介護1・2 1,086 単位				1,086	1月につき			
43	2120	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・地						特別地域居宅介護支援加算			1,249	
43	2151	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・地・山						15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,311
43	2153	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・小										1,195
43	2155	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・小・山						中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,255
43	2157	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,140
43	2129	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運						運営基準減算				543
43	2135	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運・地						特別地域居宅介護支援加算				624
43	2159	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運・地・山						15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	655
43	2161	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運・小										597
43	2163	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運・小・山						中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	627
43	2165	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・運・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	570
43	2181	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				1,032
43	2182	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・地						特別地域居宅介護支援加算				1,187
43	2183	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・地・山						15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,246
43	2184	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・小										1,135
43	2185	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・小・山						中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,192
43	2186	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,084
43	2187	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運						運営基準減算				516
43	2188	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運・地						特別地域居宅介護支援加算				593
43	2189	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運・地・山						15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	623
43	2190	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運・小										568
43	2191	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運・小・山						中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	596
43	2192	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・同・運・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	542
43	2301	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防	高齢者虐待防止措置未実施減算			1,075						
43	2302	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・地	特別地域居宅介護支援加算			1,236						
43	2303	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,298						
43	2304	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・小				1,183						
43	2305	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・小・山	中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,242						
43	2306	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,129						
43	2307	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運	運営基準減算			538						
43	2308	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運・地	特別地域居宅介護支援加算			619						
43	2309	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	650						
43	2310	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運・小				592						
43	2311	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運・小・山	中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	622						
43	2312	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・運・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	565						
43	2313	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1,021						
43	2314	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・地	特別地域居宅介護支援加算			1,174						
43	2315	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,233						
43	2316	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・小				1,123						
43	2317	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・小・山	中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,179						
43	2318	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,072						
43	2319	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運	運営基準減算			511						
43	2320	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運・地	特別地域居宅介護支援加算			588						
43	2321	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	617						
43	2322	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運・小				562						
43	2323	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運・小・山	中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	590						
43	2324	居宅介護支援Ⅰⅰⅰ・虚防・同・運・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	537						

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定					
種類	項目						単位数	単位					
43	2211	居宅介護支援 I i 2	イ (イ) 居宅介護支援費 (イ)	(一) 居宅介護支援費 (i) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満である場合又は45件以上の場合において、45件未満の部分について算定。	要介護3・4・5 1,411 単位			1,411	1月につき				
43	2220	居宅介護支援 I i 2・地						特別地域居宅介護支援加算			1,623		
43	2251	居宅介護支援 I i 2・地・山						15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	1,704		
43	2253	居宅介護支援 I i 2・小						中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			1,552		
43	2255	居宅介護支援 I i 2・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,630		
43	2257	居宅介護支援 I i 2・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,482		
43	2229	居宅介護支援 I i 2・運						運営基準減算			706		
43	2235	居宅介護支援 I i 2・運・地						× 50%		特別地域居宅介護支援加算		812	
43	2259	居宅介護支援 I i 2・運・地・山								15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	853	
43	2261	居宅介護支援 I i 2・運・小								中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		777	
43	2263	居宅介護支援 I i 2・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			816		
43	2265	居宅介護支援 I i 2・運・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			741		
43	2281	居宅介護支援 I i 2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				1,340	
43	2282	居宅介護支援 I i 2・同・地								特別地域居宅介護支援加算		1,541	
43	2283	居宅介護支援 I i 2・同・地・山								15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	1,618	
43	2284	居宅介護支援 I i 2・同・小								中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		1,474	
43	2285	居宅介護支援 I i 2・同・小・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,548	
43	2286	居宅介護支援 I i 2・同・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,407	
43	2287	居宅介護支援 I i 2・同・運								× 95%	運営基準減算	670	
43	2288	居宅介護支援 I i 2・同・運・地								× 50%	特別地域居宅介護支援加算		771
43	2289	居宅介護支援 I i 2・同・運・地・山									15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	810
43	2290	居宅介護支援 I i 2・同・運・小									中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		737
43	2291	居宅介護支援 I i 2・同・運・小・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		774	
43	2292	居宅介護支援 I i 2・同・運・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		704	
43	2325	居宅介護支援 I i 2・慮防						高齢者虐待防止措置未実施減算 1% 減算				1,397	
43	2326	居宅介護支援 I i 2・慮防・地								特別地域居宅介護支援加算		1,607	
43	2327	居宅介護支援 I i 2・慮防・地・山								15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	1,687	
43	2328	居宅介護支援 I i 2・慮防・小								中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		1,537	
43	2329	居宅介護支援 I i 2・慮防・小・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,614	
43	2330	居宅介護支援 I i 2・慮防・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,467	
43	2331	居宅介護支援 I i 2・慮防・運								運営基準減算		699	
43	2332	居宅介護支援 I i 2・慮防・運・地								× 50%	特別地域居宅介護支援加算		804
43	2333	居宅介護支援 I i 2・慮防・運・地・山									15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	844
43	2334	居宅介護支援 I i 2・慮防・運・小									中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		769
43	2335	居宅介護支援 I i 2・慮防・運・小・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		807	
43	2336	居宅介護支援 I i 2・慮防・運・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		734	
43	2337	居宅介護支援 I i 2・慮防・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				1,327	
43	2338	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・地								特別地域居宅介護支援加算		1,526	
43	2339	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・地・山								15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	1,602	
43	2340	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・小								中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		1,460	
43	2341	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・小・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,533	
43	2342	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・山								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		1,393	
43	2343	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運								× 95%	運営基準減算	664	
43	2344	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運・地								× 50%	特別地域居宅介護支援加算		764
43	2345	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運・地・山						15% 加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	802	
43	2346	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算		730								
43	2347	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		767								
43	2348	居宅介護支援 I i 2・慮防・同・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		697								

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
43	3111	居宅介護支援Ⅰⅱ1	イ 居宅介護支援費 (一) 居宅介護支援費 (イ)	(二) 居宅介護支援費 (ⅱ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上の場合において、45件以上60件未満の部分について算定。	要介護1・2 544 単位			544	1月につき
43	3157	居宅介護支援Ⅰⅱ1・山				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	571		
43	3123	居宅介護支援Ⅰⅱ1・運				運営基準減算	272		
43	3165	居宅介護支援Ⅰⅱ1・運・山				× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	286		
43	3181	居宅介護支援Ⅰⅱ1・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	517		
43	3182	居宅介護支援Ⅰⅱ1・同・山				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	543		
43	3183	居宅介護支援Ⅰⅱ1・同・運				運営基準減算	259		
43	3184	居宅介護支援Ⅰⅱ1・同・運・山				× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	272		
43	3185	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防				高齢者虐待防止措置未実施減算	539		
43	3186	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・山				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	566		
43	3187	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・運				運営基準減算	270		
43	3188	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・運・山				× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	284		
43	3189	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	512		
43	3190	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・同・山				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	538		
43	3191	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・同・運			運営基準減算	256			
43	3192	居宅介護支援Ⅰⅱ1・慮防・同・運・山			× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	269			
43	3211	居宅介護支援Ⅰⅱ2				704			
43	3257	居宅介護支援Ⅰⅱ2・山			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	739			
43	3223	居宅介護支援Ⅰⅱ2・運			運営基準減算	352			
43	3265	居宅介護支援Ⅰⅱ2・運・山			× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	370			
43	3281	居宅介護支援Ⅰⅱ2・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	669			
43	3282	居宅介護支援Ⅰⅱ2・同・山			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	702			
43	3283	居宅介護支援Ⅰⅱ2・同・運			運営基準減算	335			
43	3284	居宅介護支援Ⅰⅱ2・同・運・山			× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	352			
43	3285	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防			高齢者虐待防止措置未実施減算	697			
43	3286	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・山			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	732			
43	3287	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・運			運営基準減算	349			
43	3288	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・運・山			× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	366			
43	3289	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	662			
43	3290	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	695					
43	3291	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・同・運	運営基準減算	331					
43	3292	居宅介護支援Ⅰⅱ2・慮防・同・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	348					
43	4111	居宅介護支援Ⅰⅲ1		326					
43	4157	居宅介護支援Ⅰⅲ1・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	342					
43	4123	居宅介護支援Ⅰⅲ1・運	運営基準減算	163					
43	4165	居宅介護支援Ⅰⅲ1・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	171					
43	4181	居宅介護支援Ⅰⅲ1・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	310					
43	4182	居宅介護支援Ⅰⅲ1・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	326					
43	4183	居宅介護支援Ⅰⅲ1・同・運	運営基準減算	155					
43	4184	居宅介護支援Ⅰⅲ1・同・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	163					
43	4185	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防	高齢者虐待防止措置未実施減算	323					
43	4186	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	339					
43	4187	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・運	運営基準減算	162					
43	4188	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	170					
43	4189	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	307					
43	4190	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	322					
43	4191	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・同・運	運営基準減算	154					
43	4192	居宅介護支援Ⅰⅲ1・慮防・同・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	162					
43	4211	居宅介護支援Ⅰⅲ2		422					
43	4257	居宅介護支援Ⅰⅲ2・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	443					
43	4223	居宅介護支援Ⅰⅲ2・運	運営基準減算	211					
43	4265	居宅介護支援Ⅰⅲ2・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	222					
43	4281	居宅介護支援Ⅰⅲ2・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	401					
43	4282	居宅介護支援Ⅰⅲ2・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	421					
43	4283	居宅介護支援Ⅰⅲ2・同・運	運営基準減算	201					
43	4284	居宅介護支援Ⅰⅲ2・同・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	211					
43	4285	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防	高齢者虐待防止措置未実施減算	418					
43	4286	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	439					
43	4287	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・運	運営基準減算	209					
43	4288	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	219					
43	4289	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95%	397					
43	4290	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	417					
43	4291	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・同・運	運営基準減算	199					
43	4292	居宅介護支援Ⅰⅲ2・慮防・同・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	209					

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位				
種類	項目		イ (2) 居宅介護支援費 ※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	(一) 居宅介護支援費 (イ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件未満の場合又は50件以上の場合において、50件未満の部分について算定。	要介護1・2 1,086 単位									
43	5011	居宅介護支援Ⅱ i 1									イ (2) 居宅介護支援費 ※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	(一) 居宅介護支援費 (イ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件未満の場合又は50件以上の場合において、50件未満の部分について算定。	要介護1・2 1,086 単位	
43	5012	居宅介護支援Ⅱ i 1・地	特別地域居宅介護支援加算			1,249								
43	5013	居宅介護支援Ⅱ i 1・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,311								
43	5014	居宅介護支援Ⅱ i 1・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,195								
43	5015	居宅介護支援Ⅱ i 1・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,255								
43	5016	居宅介護支援Ⅱ i 1・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,140								
43	5017	居宅介護支援Ⅱ i 1・運	運営基準減算			543								
43	5018	居宅介護支援Ⅱ i 1・運・地	特別地域居宅介護支援加算			624								
43	5019	居宅介護支援Ⅱ i 1・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	655								
43	5020	居宅介護支援Ⅱ i 1・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		597								
43	5021	居宅介護支援Ⅱ i 1・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	627								
43	5022	居宅介護支援Ⅱ i 1・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	570								
43	5031	居宅介護支援Ⅱ i 1・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1,032								
43	5032	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・地	特別地域居宅介護支援加算			1,187								
43	5033	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,246								
43	5034	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,135								
43	5035	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,192								
43	5036	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,084								
43	5037	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運	× 95% 運営基準減算			516								
43	5038	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運・地	特別地域居宅介護支援加算			593								
43	5039	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	623								
43	5040	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		568								
43	5041	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	596								
43	5042	居宅介護支援Ⅱ i 1・同・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	542								
43	5043	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防	高齢者虐待防止措置未実施減算			1,075								
43	5044	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・地	1% 減算	特別地域居宅介護支援加算		1,236								
43	5045	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,298								
43	5046	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,183								
43	5047	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,242								
43	5048	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,129								
43	5049	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運	運営基準減算			538								
43	5050	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運・地	特別地域居宅介護支援加算			619								
43	5051	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	650								
43	5052	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		592								
43	5053	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	622								
43	5054	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	565								
43	5055	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1,021								
43	5056	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・地	特別地域居宅介護支援加算			1,174								
43	5057	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,233								
43	5058	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,123								
43	5059	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,179								
43	5060	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,072								
43	5061	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運	× 95% 運営基準減算			511								
43	5062	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運・地	特別地域居宅介護支援加算			588								
43	5063	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	617								
43	5064	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		562								
43	5065	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	590								
43	5066	居宅介護支援Ⅱ i 1・慮防・同・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	537								

サービスコード	サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位				
		種類	項目										
43	5211	居宅介護支援Ⅱ i 2	イ 居宅介護支援費 (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) ※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	(一) 居宅介護支援費(i) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件未満の場合又は50件以上の場合において、50件未満の部分について算定。	要介護3・4・5 1,411 単位				1,411	1月につき			
43	5212	居宅介護支援Ⅱ i 2・地							特別地域居宅介護支援加算				1,623
43	5213	居宅介護支援Ⅱ i 2・地・山							15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,704
43	5214	居宅介護支援Ⅱ i 2・小							中山間地域等における小規模事業所加算		10% 加算		1,552
43	5215	居宅介護支援Ⅱ i 2・小・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	1,630
43	5216	居宅介護支援Ⅱ i 2・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	1,482
43	5217	居宅介護支援Ⅱ i 2・運							運営基準減算				706
43	5218	居宅介護支援Ⅱ i 2・運・地							× 50%		特別地域居宅介護支援加算		812
43	5219	居宅介護支援Ⅱ i 2・運・地・山							15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	853
43	5220	居宅介護支援Ⅱ i 2・運・小							中山間地域等における小規模事業所加算		10% 加算		777
43	5221	居宅介護支援Ⅱ i 2・運・小・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	816
43	5222	居宅介護支援Ⅱ i 2・運・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	741
43	5231	居宅介護支援Ⅱ i 2・同							事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				1,340
43	5232	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・地							特別地域居宅介護支援加算				1,541
43	5233	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・地・山							15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,618
43	5234	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・小							中山間地域等における小規模事業所加算		10% 加算		1,474
43	5235	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・小・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	1,548
43	5236	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	1,407
43	5237	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運							× 95%		運営基準減算		670
43	5238	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運・地							× 50%		特別地域居宅介護支援加算		771
43	5239	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運・地・山							15% 加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	810
43	5240	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運・小							中山間地域等における小規模事業所加算		10% 加算		737
43	5241	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運・小・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	774
43	5242	居宅介護支援Ⅱ i 2・同・運・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5% 加算	704
43	5243	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防							高齢者虐待防止措置未実施減算				1,397
43	5244	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・地							1% 減算		特別地域居宅介護支援加算		1,607
43	5245	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,687							
43	5246	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,537							
43	5247	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,614							
43	5248	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,467							
43	5249	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運	運営基準減算			699							
43	5250	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運・地	× 50%	特別地域居宅介護支援加算		804							
43	5251	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	844							
43	5252	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		769							
43	5253	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	807							
43	5254	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	734							
43	5255	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1,327							
43	5256	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・地	特別地域居宅介護支援加算			1,526							
43	5257	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1,602							
43	5258	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		1,460							
43	5259	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,533							
43	5260	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	1,393							
43	5261	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運	× 95%	運営基準減算		664							
43	5262	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運・地	× 50%	特別地域居宅介護支援加算		764							
43	5263	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運・地・山	15% 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	802							
43	5264	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運・小	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算		730							
43	5265	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運・小・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	767							
43	5266	居宅介護支援Ⅱ i 2・慮防・同・運・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5% 加算	697							

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
43	5311	居宅介護支援Ⅱ ii 1	(二) 居宅介護支援費(ⅱ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上の場合において、50件以上60件未満の部分について算定。 高年齢者虐待防止措置未実施減算 1%減算	527	1月につき	
43	5312	居宅介護支援Ⅱ ii 1・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		553
43	5313	居宅介護支援Ⅱ ii 1・運		運営基準減算		264
43	5314	居宅介護支援Ⅱ ii 1・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		277
43	5321	居宅介護支援Ⅱ ii 1・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		501
43	5322	居宅介護支援Ⅱ ii 1・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		526
43	5323	居宅介護支援Ⅱ ii 1・同・運		運営基準減算		251
43	5324	居宅介護支援Ⅱ ii 1・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		264
43	5325	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防		高年齢者虐待防止措置未実施減算		522
43	5326	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		548
43	5327	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・運		運営基準減算		261
43	5328	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		274
43	5329	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		496
43	5330	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		521
43	5331	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・同・運		運営基準減算		248
43	5332	居宅介護支援Ⅱ ii 1・慮防・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		260
43	5411	居宅介護支援Ⅱ ii 2		要介護3・4・5		683
43	5412	居宅介護支援Ⅱ ii 2・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		717
43	5413	居宅介護支援Ⅱ ii 2・運		運営基準減算		342
43	5414	居宅介護支援Ⅱ ii 2・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		359
43	5421	居宅介護支援Ⅱ ii 2・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		649
43	5422	居宅介護支援Ⅱ ii 2・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		681
43	5423	居宅介護支援Ⅱ ii 2・同・運		運営基準減算		325
43	5424	居宅介護支援Ⅱ ii 2・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		341
43	5425	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防		高年齢者虐待防止措置未実施減算		676
43	5426	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		710
43	5427	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・運		運営基準減算		338
43	5428	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	355		
43	5429	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	642		
43	5430	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	674		
43	5431	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・同・運	運営基準減算	321		
43	5432	居宅介護支援Ⅱ ii 2・慮防・同・運・山	× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	337		
43	5511	居宅介護支援Ⅱ iii 1	(三) 居宅介護支援費(ⅲ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上の場合において、60件以上の部分について算定。 高年齢者虐待防止措置未実施減算 1%減算	316	1月につき	
43	5512	居宅介護支援Ⅱ iii 1・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		332
43	5513	居宅介護支援Ⅱ iii 1・運		運営基準減算		158
43	5514	居宅介護支援Ⅱ iii 1・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		166
43	5521	居宅介護支援Ⅱ iii 1・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		300
43	5522	居宅介護支援Ⅱ iii 1・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		315
43	5523	居宅介護支援Ⅱ iii 1・同・運		運営基準減算		150
43	5524	居宅介護支援Ⅱ iii 1・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		158
43	5525	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防		高年齢者虐待防止措置未実施減算		313
43	5526	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		329
43	5527	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・運		運営基準減算		157
43	5528	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		165
43	5529	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		297
43	5530	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		312
43	5531	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・同・運		運営基準減算		149
43	5532	居宅介護支援Ⅱ iii 1・慮防・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		156
43	5611	居宅介護支援Ⅱ iii 2		要介護3・4・5		410
43	5612	居宅介護支援Ⅱ iii 2・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		431
43	5613	居宅介護支援Ⅱ iii 2・運		運営基準減算		205
43	5614	居宅介護支援Ⅱ iii 2・運・山		× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		215
43	5621	居宅介護支援Ⅱ iii 2・同		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		390
43	5622	居宅介護支援Ⅱ iii 2・同・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		410
43	5623	居宅介護支援Ⅱ iii 2・同・運		運営基準減算		195
43	5624	居宅介護支援Ⅱ iii 2・同・運・山		× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		205
43	5625	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防		高年齢者虐待防止措置未実施減算		406
43	5626	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・山		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		426
43	5627	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・運		運営基準減算		203
43	5628	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・運・山	× 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	213		
43	5629	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・同	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	386		
43	5630	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・同・山	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	405		
43	5631	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・同・運	運営基準減算	193		
43	5632	居宅介護支援Ⅱ iii 2・慮防・同・運・山	× 95% × 50% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	203		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
43	4000	居宅支援特定事業所集中減算	特定事業所集中減算	200 単位減算	-200
43	4001	居宅支援初回加算	□ 初回加算	300 単位加算	300
43	4002	居宅支援特定事業所加算Ⅰ	ハ 特定事業所加算 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) (2) 特定事業所加算(Ⅱ) (3) 特定事業所加算(Ⅲ) (4) 特定事業所加算(A)	519 単位加算	519
43	4003	居宅支援特定事業所加算Ⅱ		421 単位加算	421
43	4004	居宅支援特定事業所加算Ⅲ		323 単位加算	323
43	4006	居宅支援特定事業所加算A		114 単位加算	114
43	4005	居宅支援特定事業所医療介護連携加算	ニ 特定事業所医療介護連携加算	125 単位加算	125
43	6125	居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	ホ 入院時情報連携加算 (1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位加算	250
43	6129	居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
43	6132	居宅支援退院退所加算Ⅰ 1	ヘ 退院・退所加算(入院または 入所期間中1回を限度) (1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (5) 退院・退所加算(Ⅲ)	450 単位加算	450
43	6143	居宅支援退院退所加算Ⅰ 2		600 単位加算	600
43	6144	居宅支援退院退所加算Ⅱ 1		600 単位加算	600
43	6145	居宅支援退院退所加算Ⅱ 2		750 単位加算	750
43	6146	居宅支援退院退所加算Ⅲ		900 単位加算	900
43	6135	居宅支援通院時情報連携加算	ト 通院時情報連携加算	50 単位加算	50
43	6133	居宅支援緊急時カンファレンス加算	チ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位加算	200
43	6100	居宅支援ターミナルケアマネジメント加算	リ ターミナルケアマネジメント加算(死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)	400 単位加算	400